

# 後見人の実務 Ⅲ (死後事務、信託等)

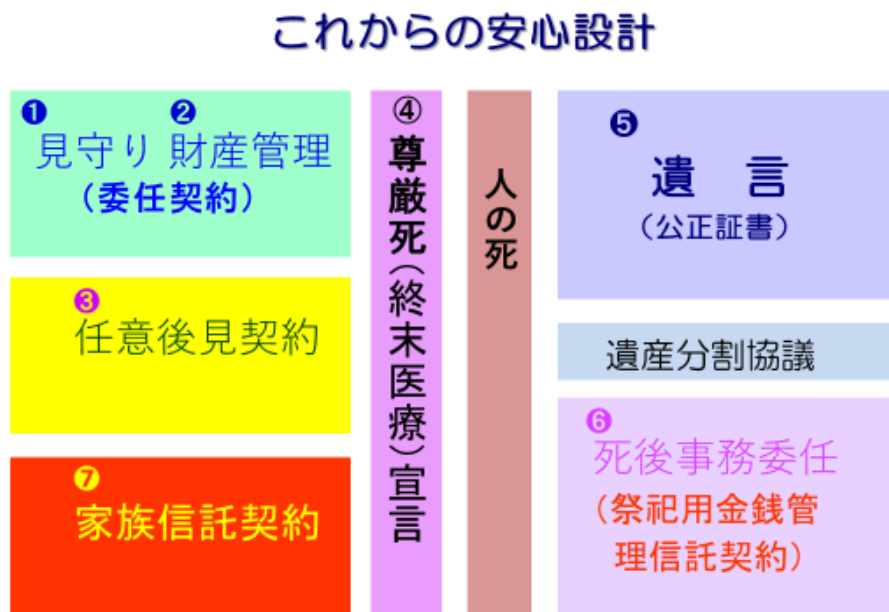
弁護士 遠藤英嗣

本人の死亡によって後見が終了したときに、後見人が行うことができる死後事務、市民後見人もできる死後事務委任契約、及び、後見制度との組み合わせができ、またその代替策として利用できる家族のための民事信託（家族信託）の仕組みについて説明。

## 第1 高齢者に必要な「これからの安心設計」

### 1 高齢者の老後の安心設計

#### (1) 「これからの安心設計」



2

- ① 見守り委任契約
- ② 任意の財産管理委任契約
- ③ 任意後見契約
- ④ 終末医療に関する宣言書（委任契約付き）

- ⑤ 遺言
- ⑥ 死後事務委任契約（付帯する金銭信託契約）
- ⑦ 家族信託契約

(2) 相続人がいる場合

本人の見守り事務①及び死後事務⑥は、基本的には相続人が行う。

(3) 相続人がいない場合の見守り事務及び財産管理

本人の見守り事務や財産管理は、誰が実施するか。

**継続的見守り委任契約をはじめ、上記②③**で解決するが、受任者の選任が問題となる。

(4) 相続人がいない場合の死後事務

成年後見人等はどこまで関与できるかも、課題となる（第2で説明）。

市民後見人の場合は、どこまでやれるか。

## 2 自分の老後の安心設計のための準備（法律行為）

(1) 遺言と家族信託契約

- (a) 最大の安心設計は「遺言」
- (b) 遺言に代替する家族信託契約 — 第4で説明。
- (c) 終末医療に関する宣言書

「延命処置はしない」「胃ろうはしないでほしい」という本人の意思表示。加えて、家族や受任者（市民後見人など）が預かり医師に提示する（後者につき、委任契約付き）。（遠藤英嗣「新しい地域後見人制度」日本加除出版 347 頁参照）

- (d) 死後事務委任契約と金銭信託

死後事務には費用の確保が必要、これを信託で確保する。

(2) 法律行為と意思能力（事理弁識能力）

- (a) 成年被後見人等の遺言

成年後見申立後の遺言書につき、事理弁識能力が、一時的に回復したと具体的に証明されない限り、無効となるとした事例。

(b) 保佐開始後の遺言書

意思能力を欠いていたとは言えないとした事例。

(c) 長谷川式認知症スケールの結果について

訴訟においては、絶対的ではないが、重要な証拠にはなる。

## 第2 成年後見人等の死後事務

### 1 死後事務と後見人の事務

(1) 誰かがやらなければならない事務

死後事務は、後見人にとっては何とも悩ましい事務。成年後見人等は、本人の死亡により後見人の地位を失う。本人に相続人がいない場合、死後事務に関し後見人の立場はどうなるのであろうか。そのまま何もしないで済ませることができるのか、そこには良心の問題も残る。

(2) 人の死と死後事務

人の死によって、葬儀、埋葬、供養を始め、身辺整理などさまざまな事務が生じる。その事務は、多岐にわたり、しかも多額の費用がかかる。中には長期にわたって行わなければならないものも少なくない。

これらの事務は、実務では成年後見人は、例えば、ある事務は応急処分義務（法定後見については民法 874 条、876 条の 5・3 項、876 条の 10・2 項による民法 654 条の準用）に当たるとし、あるいは事務管理（民法 697 条以下）であるとして正当化を図ってきた。

(3) そこで円滑化法（平成 28 年 10 月 13 日施行）により民法 873 条の 2 が新設され、成年後見人が死後事務を行う権限が追加された。

民法873条の2 成年後見人は、成年被後見人が死亡した場合において、必要があるときは、成年被後見人の相続人の意思に反することが明らかなきを除き、相続人が相続財産を管理することができるに至るまで、次に掲げる行為をすることができる。ただし、第三号に掲げる行為をするには、家庭裁判所の許可を得なければならない

ない。

- 一 相続財産に属する特定の財産の保存に必要な行為
- 二 相続財産に属する債務（弁済期が到来しているものに限る。）の弁済
- 三 その死体の火葬又は埋葬に関する契約の締結その他相続財産の保存に必要な行為（前二号に掲げる行為を除く。）

しかし、これは成年後見人に関する規定であり、「保佐人」「補助人」「任意後見人」は、今まで通り、「事務管理」や「応急処分義務」による対応をせざるを得ない状況にある。

#### (4) 必要性は本人が一番判っている

このように死後事務を担う相続人等がない場合のほか、本人と相続人や親族とで抗争や軋轢があつて相続人らによる適切な死後の事務処理ができないなどの事由があるものや、あるいは一般に行われる埋葬方法でなくいわゆる自然葬などを選択し、これを行う特定の団体に葬祭や一連の事務処理を依頼する場合などである。

この場合には、任意後見契約を締結することのほか、死後事務の契約を締結しなければならないことは本人自身がいちばん判っているので、契約に至ることは比較的容易であろう。

## 2 死後事務の事務内容

### (1) 一般的な事務内容

- (a) 菩提寺及び親族等関係者への連絡事務
- (b) 遺体の引取り・搬送、手荷物の搬出（退院手続）、死亡届
- (c) 通夜、葬儀、戒名、告別式、火葬、納骨（埋葬）及び年忌法要に関する事務
- (d) 永代供養及び墓地の返還、合祀墓への改葬並びに祭具等の処分に関する事務
- (e) 年金・介護保険等の行政官庁等への諸届け等の事務、税金の精算、準確定申告
- (f) 不要な家財道具・生活用品の引渡しまたは処分及び小動物の里親探しと引渡し等に関する事務
- (g) 賃貸住宅・施設入所契約の解約、明け渡し、賃料・施設利用費等の清算、敷金・

## 保証金の受領

- (h) 医療費、入院費用、その他施設利用料等の精算
  - (i) 電気、ガス、水道等の公共サービス並びに各種クレジット・習い事・SNSのアカウント等、各種契約の解約及び料金精算
  - (j) デジタルデータ（個人情報）の消去、パソコン・スマートフォンの処分
  - (k) 生命保険会社への保険金請求手続等、各種未処理事務の処理
  - (l) 相続人不存在の場合の相続財産清算人選任の申立て
  - (m) 上記各事務に関する費用等の支払い
- (2) 行政機関の手続をみても、
- 死亡届の提出に始まり
  - 国民健康保険証・後期高齢者医療保険証・介護保険証・障害者手帳などの返却
  - 市区町村が発行する医療や介護に関する資格証の各発行窓口での返却
  - 未払い保険料の精算手続
  - 個人番号（マイナンバー）カード・個人番号通知カード・住民基本台帳カード・印鑑登録証の返却
  - 運転免許証・パスポートなどの返却
  - 国民年金や厚生年金の停止手続
  - 固定資産税、住民税、自動車税（軽自動車税）等の納付
  - 準確定申告、納税管理人の届出
  - 相続税の確定と納税
  - 後期高齢者医療高額療養費受領手続
  - 未支給年金受領手続
  - 葬祭費受領手続
- などの事務がある。

### 3 死後事務を行う者

#### (1) 原則—相続人

相続人は、相続開始の時から、被相続人の財産に属した一切の権利義務を承継する。ただし、被相続人の一身に専属したものは、この限りでない（民法896条）。

後見人が管理していた財産は、被後見人の死亡日からは相続人の所有物になる。  
すなわち、その日からは、後見人は、相続人の財産を預かっている立場になる。

(2) 例外（その1）－ **死亡届**（戸籍法87条）

(a) 義務者

次の者は、その順序に従って、死亡の届出をしなければならない。ただし、順序にかかわらず届出をすることができる（1項）。

- ① 同居の親族
- ② その他の同居者
- ③ 家主、地主又は家屋・土地の管理人

(b) 権限者（死亡の届出は、・・・これを行うことができる。2項）

- ① 同居の親族以外の親族
- ② 後見人・保佐人・補助人
- ③ 任意後見人・任意後見受任者

(3) 例外（その2）－火葬

火葬等を行う者が誰もいないときは、死亡地の市区町村長が火葬等を行う義務がある（墓地埋葬法9条1項）。

(4) 例外（その3）－**祭祀財産の承継**

(a) 民法897条2項では、祭祀財産の種類として、「系譜」と「祭具」と「墳墓」が挙げられる。

- ① 系譜—歴代の家長を中心に祖先以来の系統（家系）を表示するもの。
- ② 祭具—祖先の祭祀、礼拝の用に供されるもの（位牌、仏壇、霊位、十字架など）。
- ③ 墳墓—遺体や遺骨を葬っている設備（墓石・墓碑の墓標など）。

(b) 祭祀財産の承継者の決め方（民法897条）

- ① 被相続人の指定
- ② 慣習
- ③ 家庭裁判所の審判

## ■ 祭祀行為

ここで言う祭祀は、祖先をまつることであるが、民法は、祭祀の主宰者について定める（民法897）。祭祀行為とは、一般には葬儀、法要、永代供養などであるが、遺骨の管理、埋葬や改葬等の行為をも含まれよう。

## ■ 祭祀財産

系譜、祭具及び墳墓のことである（民法897）。「祭具」とは、位牌、仏壇、神棚、十字架など、祭祀・礼拝に使用されるものをいい、「墳墓」とは、墓石・墓碑など、遺体や遺骨を葬っている設備をいう。墳墓の設置されている土地は「墓地」と呼称され、墳墓を設けるために墓地として都道府県知事（市又は特別区にあっては、市長又は区長）の許可を受けた区域とされる。埋葬設備の所在する土地は、墳墓そのものではないが、これに準じて取り扱われる（広島高判平12年8月25日判タ1072-229）。

墓地、埋葬等に関する法律は、墳墓や墓地を定義するほか、「埋葬」とは死体（妊娠4か月以上の死胎を含む。）を土中に葬ること、「火葬」とは死体を葬るために、これを焼くこと、「改葬」とは埋葬した死体を他の墳墓に移し又は埋蔵し、若しくは収蔵した焼骨を他の墳墓又は納骨堂に移すことをいうと定める（同法律2条）。

### (5) 例外（その4） — 「遺言」の執行

遺言執行者が、遺言執行として、遺言書に定められている死後事務を行う。唯一法定遺言事項あるのは、祭祀主宰者の定めだけである。

## 4 後見人が行う主な死後事務の実情

### (1) 円滑化法による後見人の死後事務の要件

#### (a) 「必要があるとき」

「必要があるとき」とは、実務上、相続人の協力が得られず、やむを得ず、後見人自身が死後事務を行わざるを得ない場合のことである。多くは、火葬・納骨や入院費の支払等は、被後見人の相続人が行うのが通常であるが、相続人がこれを行わないときなどに限定されよう。



(b) 「相続人の意思に反することが明らかでないこと」

実務では、後見人において、すべての相続人の意思を事前に確認し、死後事務を行うことには無理がある。まして、この要件からすると、被後見人の相続人が一人でも明確に反対の意思を表示している場合は、後見人は死後事務を行うことができない。

(c) 「相続人が相続財産を管理することができるに至るまで」

被後見人の相続人に相続財産を実際に引き渡す時点またはこれに準ずる時点までとなる。

(2) 葬儀

(a) 法律上、葬儀は「死体の火葬又は埋葬に関する契約の締結」（民法 873 条の 2 第 3 号）に含まれない。すなわち、法律上、葬儀は、後見人ではなく、相続人等が行うことが予定されている。

(b) しかし、実務上は、後見人が柔軟に葬儀の対応することが期待されている場合もある。たとえば、協力的な相続人がいない場合は、やむを得ず、後見人が葬儀業者を差配して、直葬の上、菩提寺や霊園などに納骨して供養を依頼するケースもある。ただし、このようなケースでは、あらかじめ家庭裁判所に相談しておく。

(c) 「直葬」について

直葬とは、通夜や告別式などの儀式を一切行わず、自宅や病院からご遺体を直接火葬場に運び、火葬によって弔う葬式のことであり。別名で、密葬や火葬式ともいう。後見人が、これを選択することも事実上可能と考えられる。

(3) 債務の弁済と預金の引出し

(a) 後見人が債務（未払の施設利用費、未払病院費用、公共料金、水道光熱費など）を支払う場合には、家庭裁判所の許可は不要である。ただし、弁済期が到来しているものに限ることや、債務額が確定していることなど、その要件が具備されていなければならない。

(b) 被後見人名義の口座から預貯金を引き出すには、家庭裁判所の許可が必要となる（民法 873 条の 2 の規定にはない）。

(4) 事務管理と応急処分義務



(a) 事務管理（民法 697 条—義務なく他人のために事務の管理を始めた者は、その事務の性質に従い、最も本人の利益に適合する方法によって、その事務の管理をしなければならない。）

しかし、その要件は難しい。

(b) 応急処分義務（民法 874 条 654 条）

「急迫の事情」は狭く解釈されるのが一般的で、実務では、ほとんど利用されていない。

## 5 後見人が行う主な死後事務の手順（参考）

(1) 死亡報告

後見人が後見監督人及び家庭裁判所に死亡の事実を報告する。

(2) 終了の登記の申請（後見登記法 8 条 1 項）

後見人が法務局に対し、後見終了登記の申請をする。

(3) 後見の計算（民法 870 条）

(4) 家庭裁判所と後見監督人に対する報告等

(a) 後見監督人がいる場合は、後見人は、後見監督人を通じて、家庭裁判所に管理財産や後見事務等に関する報告をする。

(b) 報告と一緒に、家庭裁判所に報酬付与請求をする。

(5) 相続人等に対する管理財産の引渡し

(6) 家庭裁判所への最終報告

後見人は、相続人等に対して管理財産の引渡しが終わったら、家庭裁判所にその旨の報告をする。

## 第3 死後事務委任契約

### 1 死後事務と委任

(1) 死後事務の委任が必要な場合

一般に死後事務委任契約が必要な場合は、次の場合である。

① 相続人がいない上、他に死後事務を担う親族もいないとき

- ② 相続人はいるが、本来、事務処理を担当すべき者が疾患や障害で事務処理能力がなく、他のこれに代わる相続人がいないとき
- ③ 相続人はいるが遠隔地に居住していたり、費用負担を嫌い、事務処理を拒否しているとき
- ④ 特定の者（特定の親族、特定の団体等）に事務を担当させたいとき
- ⑤ 特定の相続人や親族の関与を完全に排除したいとき
  - 相続人の中に、嫌がらせやクレームを累行する者がいる場合
  - 上席者（兄弟姉妹）がいるのに下位者（甥姪）に委任する場合
  - すべての相続人を排除する場合
- ⑥ 特定の葬祭もしくは埋葬方法を選択し特定の者に依頼するとき
  - 慣行と異なる葬祭（祭祀行為）を希望する場合
  - 自然葬や散骨を依頼する場合
  - その他

## (2) 死後事務委任契約の有効性

この契約は、基本的には本人の死亡後に効力が発生する。死後事務委任契約は、委任契約である。本来、委任契約は、契約者本人の死亡によって終了する（民法 653 条 1 号）。しかし、この死後事務委任契約を締結した当事者の意思は、本人死亡後も契約は有効なものとして、受任者に死後の事務を処理させようとするものであるから、委任者の死亡を契約の終了原因とすることはできない。

そこで、この種の契約は、委任者の死亡後も有効であって、その委任者の相続人を拘束すると思えなければ意味をなさない。判例もこの考え方を是認し、死後事務委任契約は死後も有効であるとしている（最高裁平成 4 年 9 月 22 日判決・旬刊金融法務事情 1358 号 55 ページ）。

## 2 受任者の立場と第三者後見人

### (1) 当事者である委任者、そして受任者は誰か

#### (a) 委任者

- ① 本人（配偶者）
- ② 親族（直系尊属・兄弟など）

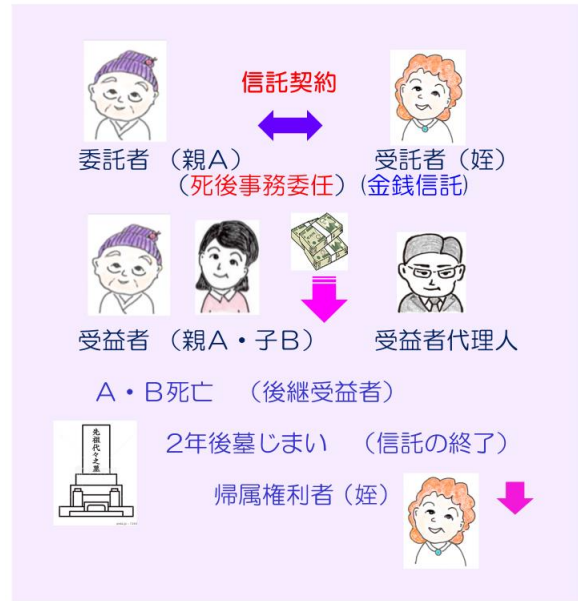
(b) 受任者

- ① 親族（甥、姪など）
- ② 専門職後見人
- ③ 市民後見人

(2) 親族（甥、姪など）による死後事務委任契約

- (a) 本人に死後事務を処理する同居の相続人などがなく、本人もしくは配偶者の甥、姪などに死後事務を委任する場合、他の親族とのトラブルがないように死後事務委任契約を締結することが少なくない。

死後事務委任及び金銭管理信託契約



- (b) この場合の契約内容は、委任した事実が明確にされればよいとの考えから、詳細な条項は不要とされる場合もあろう。

(3) 専門職後見人による死後事務委任契約

(a) 専門職後見人の場合

多くの場合、当該専門職が所属している団体が定めている文例等に従って契約が締結されることが少なくない。

- (b) 報酬も所属団体の定めに従うことになる。

(4) 市民後見人による死後事務委任契約

※ 上記図の「死後事務委任及び金銭管理信託契約」でもお判りのように、契約期間は長期にわたるので、市民後見人法人のような長期にわたる後見事務を担う法人にとっては、親と子の死後事務にかかわる委任契約は適任といえる。

- (a) 私の場合は、拙書（「全訂 新しい家族信託」484 頁、「新しい地域後見人制度」283 頁の文例。その金銭管理信託契約の部分は、別添の参考文例 6）に掲げた内容で、当事者に提案している。この文例は、いわゆる直葬で、永代供養の手続きをもって契約が終了する場合である。上記図の事例では、子の死亡 2 年後、三回忌をめぐりに契約は終了とする、あるいは直葬・火葬後遺骨を親族に引き渡すことをもって、

事務は終了することが多いように思われる。

(b) もちろん、葬儀のほか、墓所の管理と年忌法要の実施、さらに一定期間経過後の墓の改葬と合祀手続を委任される場合もあろう。その場合は、①委任事務の内容と具体的な手順 ②委任期間 ③預託金とその支払い方法 ④報酬など詳細を決めることになる。

この場合、後述のように、祭祀にかかる費用（葬儀埋葬費用、法要の費用、永代供養料、墓所の管理費や改葬費用など）については、金銭管理信託契約を締結することを奨める。なお、預託を受けるのが金銭であれば、業として預託を受けたとしても、委任契約に付随するものであって信託業法には抵触しないと考えられる（遠藤英嗣「全訂 新しい家族信託」185-187頁）。

#### (5) 本人と保佐人・補助人との死後事務委任契約

(a) 保佐人等との死後事務委任契約の締結は可能であるとの考え方もあろう。しかし、保佐人であった者は相続人に相続財産を引き継ぐまでは自らが財産を管理し、未払債務を支払わなければならない。そこで、死後事務に伴う費用の支払いを考えた場合、当該業務は利益相反関係に立つことになるので問題が残る。ゆえに被保佐人が委任者で、保佐人が受任者になる契約は許容されるものではないであろう。

(b) 保佐人等としては、（代理権がある場合）本人が指名する親族や、士業等の第三者と契約を締結し、祭祀行為の費用を預託して預り金口座に入金させて管理させる。そこから、葬儀埋葬等の初期費用を支出させ、一方でこれを保佐人であった者に報告させて、同人が相続人等に対して説明するとともに家庭裁判所にその旨の報告をする。かかる仕組みが適切であろう。

### 3 委任契約の内容

#### (1) 委任事務の流れから契約内容を考える

##### (a) 祭祀行為関係

①死亡直後の事務 ②火葬及び葬儀関係の事務 ③埋葬・納骨関係

④供養に関する事務

(b) 行政機関の手続関係 — 前記のとおり。

(c) 生活に関する手続関係

下記のとおり、多種多様である。本人死亡後の生活用品をはじめ、債権債務は相続人が所有し負担することになるので、これを前提に事務処理することになる。したがって、家財道具・生活用品は相続人あるいは遺言執行者もしくは相続財産清算人に引き渡すことが原則となる。

- ① 親族等関係者への連絡事務
- ② 退院手続（手荷物の搬出）入院費用等の精算
- ③ 施設利用料等の精算、預り金の受領
- ④ 賃貸住宅の解約、明け渡し、賃料等の清算
- ⑤ 不要な家財道具・生活用品の引渡しまたは処分及び小動物の引渡し
- ⑥ 電気、ガス、水道等の公共サービスの解約及び精算
- ⑦ 各種クレジット契約の料金精算及び解約
- ⑧ 習い事・SNSのアカウント等各種契約の解約及び料金精算
- ⑨ デジタルデータ（個人情報）の消去
- ⑩ パソコン・スマートフォンの処分
- ⑪ 生命保険会社への保険金請求手続
- ⑫ 相続人不存在の場合の相続財産管理人選任申立て

## (2) 墓じまい関係

祭祀財産は、上記と異なり、祭祀承継者（「祭祀を主宰すべき者」—民法第 897 条 1 項）の所有管理となり、原則としてこの者の意思に反して事務処理はできないが、死後事務委任契約の特異性からどこまで受任者が事務処理できるか、慎重に考えるべきである。

## (3) 死後事務と遺言

### ① 遺言との抵触

一般に、遺言と抵触する契約内容があるときは、遺言が優先するという説明がなされる。問題は、遺言の執行は遅れて行われるということである。そこには、日の目を見ない遺言が登場することになる。

② 死後事務は相続人の妨害を受けやすいということである。被相続人(遺言者)は、生前の強い思い、感情から、特定の相続人を排除したいという強い思いを持ってい

る場合もある。かかる相続人はクレイマーと化することもある。

③ 遺言があれば、相続人の暴言に反論できるが、契約であった場合はどこまで無視できるか。最後は、公序と慣行に頼ることになるだろう。

#### 4 死後事務委任契約に当たっての留意点

##### (1) 預託金（事務処理費用）をいかに確保するか

(a) 預り金は、委任者が死亡すると相続財産となり、事前に預かっている場合でも相続人から返せと言われる — どう対応するか（預託金は返還する。）。しかし、金銭の預託がなければ、死後事務は実現できない。

(b) 反対に、相続時に相続人や遺言執行者から預託してもらった場合も、履行してもらえるか、確実性に欠ける。

(c) 金銭信託にするかであるが、要は両当事者が安心できる、預託金の仕組みはないかである。

##### (2) 監督者をいかに組み入れるか

(a) 監督者のいない死後事務委任契約は信認関係が揺らぐ。

(b) 監督者のいない預り金の管理は、委任者も心配であるが、反対に受任者も、相続人からもクレームがあって、安心して管理支出できない可能性もある。

(c) 信託を組み入れれば受益者が監督人になるが、税理士など士業を組み入れて円滑化を図ることが考えられる。

## 第4 家族信託(家族信託契約)

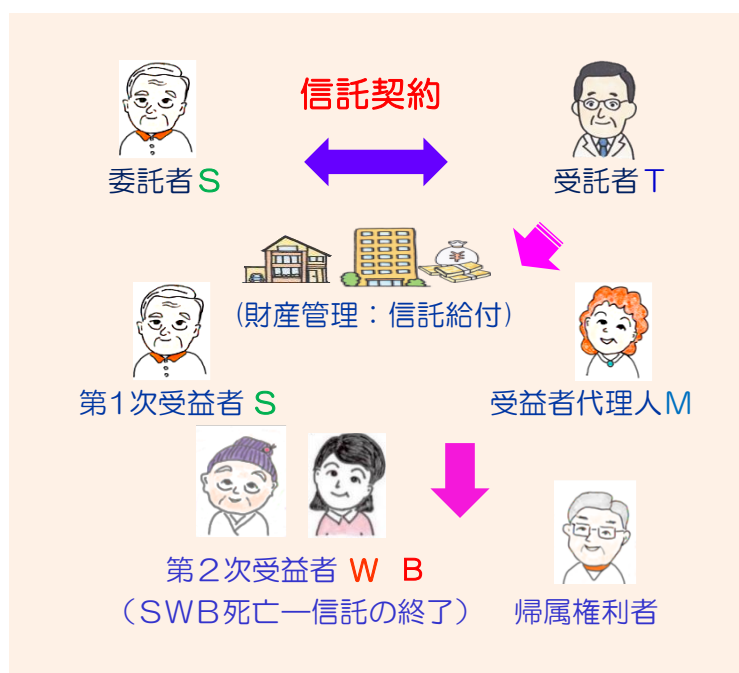
### 1 成年後見を補完し遺言に代替する家族信託

#### (1) 家族信託は、家族と財産を守る新しい仕組み

家族民事信託（家族信託）は、委託者本人の財産を、信頼する親族に託して管理処分を任せ、保護を要する家族を守り、大事な財産を特定の親族等に確実に承継するための制度である。家族信託は、遺言に代替し、成年後見制度を補完する制度といえる。

## 家族信託は、家族と財産を守る新しい仕組み

### 基本となる家族信託契約



#### (2) 家族信託の基本は家族信託契約

信託は、信託契約のほかに、遺言により遺言信託及び自己信託がある。

今日利用されているのは、信託契約である。



- (3) 家族信託は、信託が有するさまざまな機能をワンチームで実現する  
 家族信託は、財産管理制度であり、財産を「守る」「活かす」、そして「遺す」という機能を、一つの法律行為で達成するものである。01

### 家族信託の基礎知識



17

### 家族信託の機能



- (4) 家族信託は成年後見制度と同じ財産管理制度  
 信託では身上保護のための契約等はできないが、成年後見制度では実現できない、財産の運用ができるほか、本人の家族のために財産を活用ができる。

## 2 家族信託は何のために使うのか

(1) 認知症に備える—高齢者本人と家族の生活を護り、かつ大事な財産を守る

- 成年後見制度では達成できないことに使う。

(2) 親亡きあとの支援のために活用する

- 「親亡きあと」の確実な支援のために活用し、兄弟・子がない障害者本人の残った財産が国庫に帰属するのを回避するために使う。

(3) 脆弱で陥穽のある遺言を代替して「破られない遺言」として、委託者の願いをかなえる。

- 後見人や特異な相続人に遺言が反故にされるのを回避する

(4) 不動産信託（家産承継）は次のために使う

- 大事な財産を何代も円滑に継承する
- アパート等の管理を適切に行う
- 収益を確保し、ローン返済を確実に行う
- 意思能力喪失後も適時適切に不動産を運用処分する  
施設入所費用をねん出するために、受託者において受益者代理人の同意を得て換価処分する。
- 相続における不動産共有を回避する—共有者間の争いを避ける
- 共有不動産を一人に束ね、事務処理を統一的に行う
- 成年後見人の介入を極力避ける
- 相続税対策を実現する

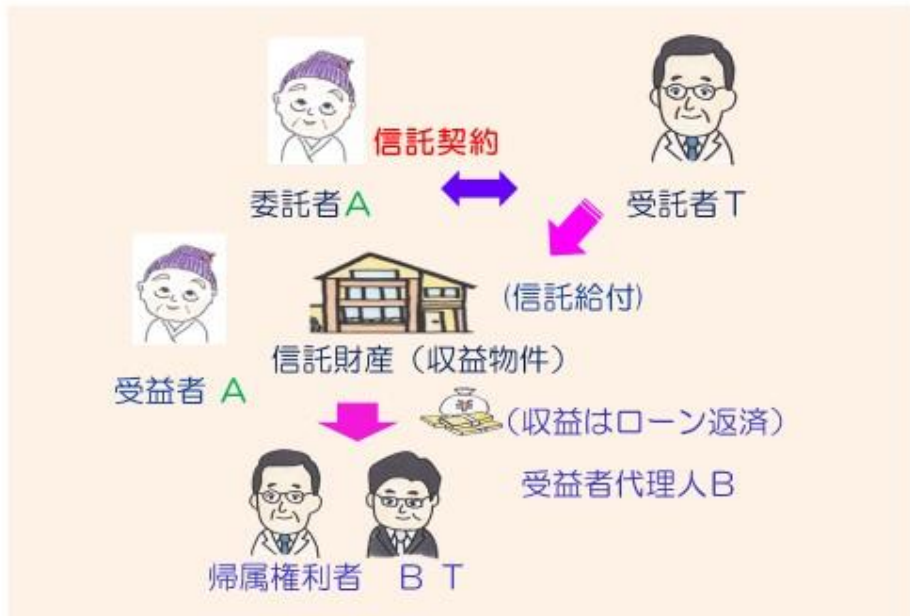
## 3 事例紹介

(1) ご夫婦を受益者とする信託

上記基本となる家族信託契約参照。

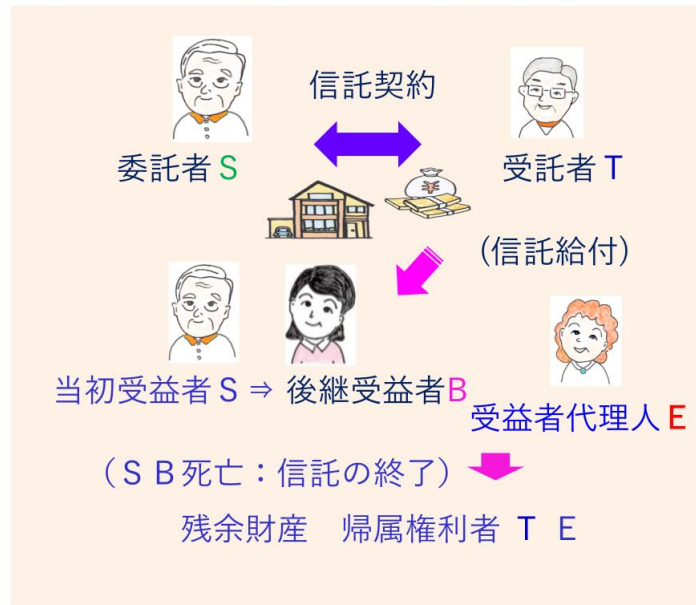
(2) 認知症の疑いがある親に代わって子供が収益不動産を管理する信託

## 親のアパートを後継者が管理し ローンを返済する信託



(3) 親亡き後支援信託 (残余財産は相続人でない従兄弟に給付する)

### 遺言代用型信託契約 (親なき後支援信託)



(4) 大事な資産（不動産）を何代も連続承継する信託

家とく承継型  
受益者連続信託  
—100年信託—



※ 二次相続後、遺留分請求が制限させる。

(5) その他の活用

- (a) 死後事務の預り金を確実に確保するための金銭信託
- (b) 未成年者擁護信託
- (c) 事業承継信託
- (d) 相続対策のための信託
- (e) 「あの親族には財産はやらない信託」

5 家族信託を利用するには

(1) 専門家に相談すること

説明責任を果たしてくれる家族信託支援業務を担う者に頼る。

(2) 信託契約書は、公正証書で作成すること

公証人のリーガルチェックを受ける。

(3) さらに、遺言書及び移行型任意後見契約を締結することが大事である